

桶川中学校 部活動方針（R7.4月 改訂）

1. 目的

部活動を通し生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る。

- ・仲間とともに自主的・自発的な活動を行うことで、喜びや生きがいを持ち、学校生活を豊かで充実したものにする。
- ・学級や学年を離れた集団の中で、豊かな人間性や社会性を育む。

2. 基本方針

- (1) 心身のたくましさや良好な人間関係の醸成
- (2) 人としてのルールやマナーの体得

3. 適切な指導の実施

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 生徒の実態に応じた適切な指導を実施する。
- (3) 各部の運営にあたり、生徒、保護者、顧問等が、活動の目標や内容、部内のルールや約束事等について共通理解を図り、適切な部活動運営ができるように留意する。
- (4) 「運動部活動での指導のガイドライン」（健康管理、事故防止、体罰、ハラスメントの根絶の徹底等）に基づいた指導を実施する。
- (5) WBGT 指数（湿球黒球温度）31℃以上での運動は禁止とし、熱中症予防に努める。

4. 設置部

No	部活名	No	部活名	No	部活名
1	陸上競技	7	男子バスケットボール	14	吹奏楽
2	サッカー	8	女子バスケットボール	15	美術
3	野球	9	男子バレーボール	16	家庭
4	女子ソフトボール	10	女子バレーボール	17	パソコン
5	男子ソフトテニス	11	女子バドミントン		
6	女子ソフトテニス	12	男子卓球		
		13	剣道		

5. 活動日および活動時間・・・原則以下の通りの活動とする。

各部顧問は毎月の予定表を部活動担当に提出する。（月末には翌月分の予定表を提出する）

【活動日】 ①火～金の放課後（月曜日は部休日）

②土・日のいずれか ＊祝日や振休の活動に関しては顧問判断とする。

＊大会2週間前から月曜日も実施可とする。

＊その他、例外的に実施する場合は、予め校長の許可を得て行うものとする。

【活動時間】・平日は長くとも2時間程度とする。

・休業日は3時間程度とする。(学期中の休日も含む)

※練習試合等については学校数やチーム数を考慮した上で、活動時間を設定する。

【服装】 体育時の服装(体育着・ジャージ)または、各部活動で決められた服装(部活動Tシャツ等)で活動する。休日及び長期休業中の登下校は部活動時の服装でよい。(朝練習の登校時と同様)

【延長練習】 新人戦の県大会、吹奏楽部アンサンブルコンテスト(11月中旬)に向けては30分の延長練習をすることができる。

※但し、校長の許可、保護者の了承を得ること。

【朝練習】 年間を通じて原則行わない。

【休養日】 週当たり2日以上とする。平日1日(月曜日)、土日いずれかを休養日とする。

※特性や実態により休養日に振り替えて活動を行う必要がある場合は、年間を見通した視点で上記と同数の休養日となるように設定する。

【活動休止期間】

・中間テスト5日前および期末テスト7日前から、各テスト最終日まで

・学校閉庁日(8月11日～16日、11月14日、12月28日～1月4日)

【完全下校時刻】

	水・金	火・木	午前授業の日
4月～9月	17:15	17:45	16:45
10月	17:15		
11月	17:00		
12月	16:45		
1月	17:00		
2月	17:15		
3月	17:15	17:45	
	※部活動終了は完全下校 15 分前		
	・部活動のない日…原則、帰りの会後、30分で完全下校		

6. 休日の活動の注意点

- (1) 顧問の指導のもとで活動を行う。外部コーチのみの活動、生徒のみでの自主練習は認めない。
- (2) 部室等のカギの管理は顧問が責任を持って行う。
- (3) 校舎の開錠は職員玄関のみとする。給食室前の通路は使用しない。
- (4) 顧問は生徒の下校を確認してから帰宅する。

7. 対外試合

- (1) 参加する大会・コンクール等は適正な回数を設定する。
- (2) 引率届を事前に校長へ提出し、顧問が引率する。
- (3) 服装は制服かジャージ、ユニフォームとする。
- (4) 自転車を利用する場合、交通ルールを遵守する。

(左側通行、ヘルメット着用、雨天時のレインコート着用等)

【公式戦】 学校総合体育大会、新人体育大会、通信陸上競技大会
吹奏楽部コンクール、アンサンブルコンテスト

【準公式戦】 市内大会 招待試合 記録会 その他

【練習試合】 休日及び長期休業中を利用して行う。他校との交渉は顧問が行う。

8. 校外で活動する際の引率方法等について

- (1) 原則として顧問が引率し、会場までの移動手段は、公共交通機関、自転車、徒歩とする。
- (2) 次の場合には、保護者の同意を得たうえで、現地集合・現地解散を認める。
 - ①市内の学校・市内の公共施設等活動する場合
 - ②活動の開始・終了時刻、活動場所の所在地等から現地集合・現地解散した方が効率的である場合。
- (3) 交通不便の場所に移動する場合は、保護者の理解と協力を得たうえで、借り上げバス等を利用する。
- (4) 活動用具等の運搬が必要な場合は、保護者にその運搬の協力を依頼し、できる限り生徒のみで移動することがないようにする。
- (5) 保護者に自家用車による送迎を依頼する場合は、自分の子供以外を同乗させないようお願いする。

9. 入部・退部・転部

入部・退部・転部の際には次の手続きを行う。

①入部

毎年各学年ともに部編成を行い、「入部届（継続届）」（様式1）を提出する。

②退部・転部

顧問または担任と相談し、保護者と話し合った上、「退部届」（様式2）を提出する。年度の変り目に退部・転部する場合でも届を提出する。

10. 部長会

- (1) 定期的に会議を開催し、各部活動の規律を正していく。
- (2) 完全下校時刻のチェックを行う。
- (3) 学校総合体育大会および新人体育大会（地区大会）の壮行会の企画を行う。

11. 部活動における事故等の対応について

- (1) 万一の事故発生時の対応については、桶川中学校の「事故発生時の対応マニュアル」（遠征時も常時携帯）にしたがって、迅速かつ適切な対応する。
- (2) 速やかな応急手当、被害児童生徒等の保護者への連絡については、「事故発生時の対応マニュアル」に従って行う。
- (3) 特に、頭部（首から上）への負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応す

る。また、保護者に直接連絡するとともに、管理職にも報告すること。必要に応じて、「スポーツ事故対応ハンドブック」（遠征時も常時携行）を参照して対応すること。

（４）心停止（ＡＥＤの使用）、頭頸部外傷、熱中症、食物依存性運動誘発アナフィラキシーショック、歯・口の外傷、眼の外傷については、「スポーツ事故対応ハンドブック」を参照しつつ、初期対応に万全を期すること。

（５）学校外に引率した際の留意点について

- ・現地における安全確認を実施すること。
- ・各教職員の役割分担や連絡の取り方について定め、確認しておくこと。
- ・事故対応の手順について定め、確認しておくこと。
- ・医療機関等の連絡先リストは、「事故発生時の対応マニュアル」のＱＲコードを参照すること。

（６）保護者への連絡の例について

- ・引率先から学校に連絡し、学校から保護者に連絡を行う。
- ・引率先から管理職に連絡し、学校から保護者に連絡を行う。
- ・保護者に同意を得たうえで、個人（生徒）が連絡先の管理を行う。
- ・休日等の勤務時間外に事故が発生した場合に備え、保護者等の連絡先リストを作成しておくことを含め、管理職等への連絡体制を整備しておく。

Ⅱ ２．ＰＴＡ部活動育成部

- ・各部一人の理事と副理事を選出する。
- ・部活動育成部活動費として 4,000 円を集金する。そのうち、1,200 円を育成部本部費とし、2,800 円を各部活動費とする。
- ・運動部活動においては 2,800 円のうち 100 円を中体連県負担金として振り込む。

※Ⅰ学期中に転部をする場合は、転部前の部から転部後の部に活動費を移動する。それ以降の転部については活動費の移動は行わない。

※転出をする際の部活動育成部活動費の返金は行わない。Ⅱ学期末までに転入の際は 2800 円の部活動費を集金する。

Ⅱ ３．その他

- （１）雨天等により校舎内で活動する場合、廊下でのランニングや道具を使用しての活動は行わない。
- （２）運動部の３年生は学校総合体育大会まで活動を行う。それ以降に公式戦に準ずる大会がある場合はその終了までの期間とする。また、県公立入試終了後、高等学校で同様の部活動に加入する意思のある生徒に限り、顧問及び担任の承諾を得て活動に参加することができる。

Ⅱ ４．廃部規定

（１）規定策定の目的

- ①生徒、教員数の減少に伴い、部活動数に対して教員数のバランスが取れず、一人顧問や副顧問の掛け持ちが生じている。活動や遠征時の安全面の確保、教員の負担軽減を図るため。
- ②活動場所の確保、部員数の均等化を図るために段階的に部活動数を調整するため。

（２）募集停止・廃部規定

- ①新人戦で規定参加資格人数に満たなければ募集停止・廃部の対象とする。募集停止・廃部が決定した場合、その次年度には募集停止とし、入部している最終学年の最後の大会が終わり次第廃部

とする。

②募集継続・停止・廃部は校長が決定する。

【各部活動規定参加資格人数】（ ）は正規の人数

部活動名	人数	部活動名	人数
野球	9	女子バレーボール	6
サッカー	11	女子バドミントン	5
女子ソフトボール	9	剣道	男女各3（5）
陸上競技	男女各4	男子卓球	6
男子ソフトテニス	6	吹奏楽	8
女子ソフトテニス	6	美術	5
男子バスケットボール	5	家庭	5
女子バスケットボール	5	パソコン	5
男子バレーボール	6		

15. 参考

運動部活動での指導のガイドライン（H25 5月）

『運動部活動の在り方に関する調査協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査報告書」より』

【体罰等の許されない指導と考えられるものの例】

①殴る、蹴る等

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負担を課す。

・長時間にわたっての無意味な正座、直立等の姿勢の保持や反復行為をさせる。

・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずランニングをさせる。

・相手の生徒が受け身を出来ないように投げたり、参ったと意思表示していたりするにも関わらず攻撃を続ける。

・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為や、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

・身体や容姿に係ること、人格否定（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

⑤特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、身体的負荷を与える。